

四半期報告書

(第116期第3四半期)

日本農薬株式会社

四半期報告書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
第3 【提出会社の状況】	9
1 【株式等の状況】	9
2 【役員の状況】	10
第4 【経理の状況】	11
1 【四半期連結財務諸表】	12
2 【その他】	20
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	21

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年8月6日

【四半期会計期間】 第116期第3四半期(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

【会社名】 日本農薬株式会社

【英訳名】 NIHON NOHYAKU CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 神山洋一

【本店の所在の場所】 東京都中央区京橋一丁目19番8号

【電話番号】 東京6361局1406（直通）

【事務連絡者氏名】 管理本部 経理・システム部長 山本秀夫

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋一丁目19番8号

【電話番号】 東京6361局1406（直通）

【事務連絡者氏名】 管理本部 経理・システム部長 山本秀夫

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第115期 第3四半期 連結累計期間	第116期 第3四半期 連結累計期間	第115期
会計期間	自 平成25年10月1日 至 平成26年6月30日	自 平成26年10月1日 至 平成27年6月30日	自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日
売上高 (百万円)	45,933	46,028	56,696
経常利益 (百万円)	9,381	9,662	9,361
四半期(当期)純利益 (百万円)	6,310	6,421	6,137
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	6,571	7,002	6,778
純資産額 (百万円)	45,723	52,616	45,719
総資産額 (百万円)	74,525	88,893	68,790
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	94.38	96.08	91.82
潜在株式調整後 1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	61.03	58.04	66.08

回次	第115期 第3四半期 連結会計期間	第116期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日	自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	10.10	0.28

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社関係会社）において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は、以下のとおりです。

(農薬)

第2四半期連結会計期間において、Hyderabad Chemical Pvt. Ltd. の発行済株式総数の74%を取得したため、同社及び同社の100%出資子会社であるNectar Crop Sciences Pvt. Ltd. を連結の範囲に含めています。

この結果、平成27年6月30日現在では、当社グループは、当社、その他の関係会社1社、連結子会社9社、非連結子会社3社及び関連会社6社（持分法適用関連会社2社）により構成されることとなりました。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国の経済は、政府による経済対策や金融政策などを背景に企業収益が改善し、設備投資の増加や個人消費の持ち直しなど、緩やかな回復基調で推移しました。

しかしながら、米国の金融政策正常化に向けた動きや新興国経済の成長鈍化、ギリシャを巡る欧州債務問題など、海外経済の下振れ懸念は依然として強く、景気の先行きは不透明な状況にあります。

このような状況下、当社グループは自社開発品目の普及拡販と海外事業の拡大を目指しました。当第3四半期連結累計期間の売上高は460億28百万円、前年同四半期に比べ95百万円(0.2%)の増収となりました。利益面ではノウハウ技術料収入の増加もあり、営業利益は102億11百万円、前年同四半期に比べ7億28百万円(7.7%)の増益、経常利益は96億62百万円、前年同四半期に比べ2億80百万円(3.0%)の増益となり、四半期純利益は64億21百万円、前年同四半期に比べ1億11百万円(1.8%)の増益となりました。

当第3四半期連結累計期間における報告セグメントの概況は以下のとおりです。

[農薬事業]

国内農薬販売では、園芸用殺虫剤「フェニックス」、水稻用殺菌剤「ブイゲット」などの自社開発品目の普及拡販に努めるとともに、新規殺ダニ剤「ダニコング」を始めとする新製品5剤の販売を開始し、品目ポートフォリオの拡充を図りました。「ダニコング」の販売は、新規の作用性と生物効果が市場から評価され、計画を上回りました。農薬原体販売では、園芸用殺虫剤「コルト」の当用期に向けた販社への販売が好調に推移しました。しかしながら、既存の水稻用除草剤の販売不振などから国内販売全体の売上高は前年同期を下回りました。

海外農薬販売では、アジア地域で過年度の天候不順などに起因する流通在庫の消化が進展した韓国ならびに中国で「フェニックス」などの売上高が伸長しました。米州ではNichino America, Inc.の主力品目である園芸用殺虫剤「アプロード」が桜桃などの新規市場での拡販が進むなど販売が好調に推移しました。また、当第3四半期より、本年3月に発行済株式総数の74%を取得し連結子会社化したインドのHyderabad Chemical Pvt. Ltd.の業績を当社の連結業績に含めました。しかしながら、フェニックス原体販売の大幅な減少などから、為替は円安基調で推移したものの、海外販売全体の売上高は前年同期を下回りました。

なお、自社開発品目の技術導出先の販売が好調に推移したことから、ノウハウ技術料収入は前年同期を上回りました。

以上の結果、農薬事業の売上高は417億93百万円、前年同四半期に比べ3億31百万円(0.8%)の減収となり、営業利益は94億97百万円、前年同四半期に比べ8億17百万円(9.4%)の増益となりました。

[農薬以外の化学品事業]

化学品事業では、シロアリ薬剤事業が連結子会社である株式会社アグリマートの業績寄与もあり、売上高が伸長しました。

医薬品事業では、外用抗真菌剤「ラノコナゾール」、「ルリコナゾール」が競争激化などから売上高が伸び悩みました。

なお、医薬・動物薬に係るノウハウ技術料収入の増加もあり、農薬以外の化学品事業の売上高は28億78百万円、前年同四半期に比べ4億62百万円(19.2%)の増収となり、営業利益は9億23百万円、前年同四半期に比べ13百万円(1.4%)の減益となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ201億3百万円増加し、888億93百万円となりました。これは、売上債権の増加、たな卸資産の増加及びHyderabad Chemical Pvt.Ltd.及びNectar Crop Sciences Pvt.Ltd.を連結子会社としたことによるのれんの増加が主な要因です。

負債につきましては、前連結会計年度末に比べ132億6百万円増加し、362億77百万円となりました。これは、短期借入金及び長期借入金の増加が主な要因です。

純資産につきましては、前連結会計年度末に比べ68億96百万円増加し、526億16百万円となりました。これは、四半期純利益による利益剰余金の増加が主な要因です。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その概要等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりです。

当社は、平成25年11月13日開催の取締役会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下、「本対応策」といいます。)の更新を決議し、平成25年12月20日開催の第114回定時株主総会においてご承認いただいております。

本対応策は、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配され、当社の企業価値ひいては株主共同の利益(以下、「当社株主共同利益等」といいます。)が毀損されることを防止することを目的としており、その内容の概要は以下のとおりあります。

本対応策の詳細については、当社ウェブサイト(<http://www.nichino.co.jp/pdfs/20131113.pdf>)をご覧ください。

① 基本方針の内容の概要

当社は、「安全で安定的な食の確保と、豊かな緑と環境を守ることを使命として、社会に貢献する」、「技術革新による優れた商品と価値の創出にチャレンジし、市場のニーズに応える」、「公正で活力のある事業活動を通じて社会的責任を果たし、信頼される企業を目指す」という経営基本理念を掲げ、当社株主共同利益等の向上に努めています。

当社は、上記の経営基本理念のもと、将来ビジョンに則り、継続的に中期経営計画を策定し、企業価値の継続的な向上に取組み、株主の皆様をはじめ、顧客、お取引先、従業員等全てのステークホルダーの利益を重視しその信頼に応えられる企業を目指しております。

以上のようなステークホルダーの利益を重視した健全かつ持続的な成長・発展が、当社の経営にとって最も大切なこと(以下、「当社の経営方針」といいます。)を株主の皆様にご理解いただくことが重要だと考えております。

上場企業である当社株券等は、自由な譲渡が認められており、当社の株主は、市場における自由な取引を通じて決定されるものであります。したがって、当社は、当社の会社経営の支配権の異動を伴うような大規模買付行為に関する提案等に応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様の自由な意思に基づいて行なわれるべきものと考えております。

しかし、当社は、上記の当社の経営方針に鑑み、短期的な利益を追求する特定少数の株主が、当社経営陣の賛同を得ることなく濫用的に当社株券等の多数を保有すること等により、当社の経営方針の決定や株価に影響が生じ、当社の顧客や、多数の一般株主の利益が害され、当社株主共同利益等が毀損される可能性がある場合には、そのような事態の発生を阻止するための相当な措置をとることを可能とする制度を整備し、一定の手続に従い、適切な対応策を講じることが必要であると考えます。

② 基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

(a) 当社の将来ビジョン

当社は、前述のとおり平成25年度から、当社グループとして将来のありたい姿を確認し、「Nichino Group-Growing Global 世界で戦える優良企業へ」という将来ビジョンを掲げました。

(b) 当社の中長期的な経営戦略

当社は、上記の将来ビジョンに則り、平成25年度を初年度とする3ヵ年の中期経営計画「Shift for Growing Global 2015 (SGG2015) 成長へのシフト」を策定し、成長戦略の推進と高収益体质の追求に取り組んでおります。これらの活動を通してグループ事業の拡大を図り、世界で戦える優良化学企業への展開を目指しております。

(c)企業価値の源泉、向上

当社の事業は、農薬の研究・開発・製造・販売、及び医薬、動物薬等の農薬の周辺事業から構成されており、当社の経営には、昭和3年（1928年）会社創立以来蓄積された専門的知識・経験・ノウハウ、及び国内外の顧客等のステークホルダーとの間に築かれた長期的取引関係への理解が不可欠であります。

また、基幹事業たる農薬の研究・開発には多大な時間と費用を要します。一般に化合物が製品化される確率は、十数万分の1、新農薬の誕生までには10年、100億円以上の投資が必要であるといわれています。その理由として、多数の組み合わせの中から、最適なものを選抜する優れた最先端の合成技術が必要であること、また、新規農薬化合物の実用化にあたって、国が定めた厳しい安全基準をクリアするため、複数年に亘る多種多様な安全性試験が必要となることなどが挙げられます。更には、新農薬の価値を最大化するために、実際の植物を利用した生物試験や、最小限の薬量で最大の効果を發揮するための優れた製剤技術等が必要です。このような状況下、当社は毎年売上高の約10%を目安に、研究開発投資を行ない、高い創薬確率の達成、維持、向上を目指しております。かかる高い創薬確率の達成、維持、向上を目指す中長期的な観点からの安定的な経営は、当社株主共同利益等の向上に繋がるものと考えています。

これら当社の事業特性に対する理解なくしては当社の企業価値を向上させていくことは困難であり、また、かかる事業特性の理解に基づく中長期的な観点からの安定的な経営を行なうことは、当社の経営基本理念及び当社の経営方針に合致し、当社株主共同利益等の向上に必須であると考えています。

(d)コーポレート・ガバナンスについて

コーポレート・ガバナンスに関する取組みにつきましては、第115期有価証券報告書「第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載しております。

当社取締役会は、上記の取組みは、上記②(c)記載の当社の企業価値の源泉を十分に理解した上で策定されており、当社株主共同利益等を中長期的に向上するべく十分に検討されたものであることから、上記①の基本方針に沿うものであり、当社株主共同利益等を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配され、当社株主共同利益等が毀損されることを防止するための取組みの概要

当社は、当社株主共同利益等を維持・向上させるためには、当社株券等に対して大規模買付行為が開始された場合に、当該大規模買付行為について株主の皆様が大規模買付行為に応じるべきか否かにつき適切な判断が行なえるよう、大規模買付者（大規模買付行為を行なおうとし、又は行なっている者をいい、以下、「大規模買付者」といいます。）から必要かつ十分な情報が提供されること、また、検討のために必要かつ十分な時間が確保されること等が必須であると考えます。

当社は、そうした目的を達成するために本対応策を定めています。本対応策の概要は以下のとおりです。

- ・当社株主共同利益等のため、大規模買付行為は、事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、かつ、原則として、本対抗措置（会社法第277条以下に規定される新株予約権の無償割当てその他法令及び定款により当社取締役会の権限として認められる措置をいいます。）の発動の是非を判断する株主総会が終結した後に限り開始することができるものとすること。
- ・大規模買付者が大規模買付ルールに従って、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対して株主の皆様の判断及び当社取締役会の評価・検討のために必要かつ十分な情報を提供した場合、本対抗措置の発動の是非を判断する株主総会の前に、当社取締役会による当該大規模買付行為についての評価、検討、交渉、賛否の意見の形成及び代替案立案のための一定の評価期間を経ること。
- ・大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても当該大規模買付行為が当社株主共同利益等を毀損する可能性のある場合は、当社取締役会が予め定める手続に従って、原則として株主総会における普通決議を経て、大規模買付者に対する本対抗措置を発動することがあること。
- ・本対抗措置の発動又は不発動等に関する当社取締役会の判断及び決定の合理性及び公正性を担保するために、経営陣から独立した社外取締役、社外監査役及び社外有識者の中から3名以上で構成される独立委員会を設置し勧告を得ること。当社取締役会は、本対抗措置の発動又は不発動等の判断及び決定にあたり独立委員会の勧告を最大限尊重すること。

- ・大規模買付者による大規模買付ルールの遵守又は不遵守の事実、独立委員会の勧告の内容、当社取締役会の判断及び決定の内容及び理由、株主総会の開催の有無並びに開催日時及び場所等を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示すること。
- ・当社株券等についてその保有者の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他有償の譲受け又はこれに類する行為
- ・当社の特定の株主が当社の他の株主との間で行なう、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し、若しくはそれらの者が共同若しくは協調して行動する関係を樹立する行為

④本対応策の有効期間

本対応策の有効期間は、平成28年12月開催予定の定時株主総会終結の時までとなっており、有効期間の満了後の対応策については当該株主総会において株主の意思を確認することとされています。

⑤本対応策に対する当社取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、以下の理由により、本対応策が基本方針に沿い当社株主共同利益等に合致するものであって、当社役員の地位の維持を目的とするものではないものと判断しております。

(a) 当社株主共同利益等の確保及び向上

本対応策は、当社株券等に対する大規模買付行為が行なわれる際、当該大規模買付行為に応じるべきか否かについて、株主の皆様が必要かつ適切な情報の提供を受けた上でその自由な意思に基づいて判断すること、当社取締役会が、独立委員会の勧告を受けて大規模買付行為に対する賛否を決定し、あるいは代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、当社取締役会が株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行なうこと等を可能とすることを目的とするものであること。

(b) 株主意思の重視（株主総会決議とサンセット条項）

本対応策は、当社の第114回定時株主総会におけるご承認を得て発効したものではあるものの、その有効期間は、平成28年12月開催予定の定時株主総会の終結の時までとされていること。

また、本対応策の有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会において本対応策を廃止する旨の決議がなされた場合には、本対応策はその時点で廃止されること。

(c) 事前の開示

当社は、本対応策につき、株主、投資家及び大規模買付者に対し、その予見可能性を高め、適正な選択の機会を確保するため、本対応策を事前に開示しており、今後も、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従い必要な事項について適時適切に開示すること。

(d) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会又は取締役の恣意的判断を排除し、当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するために、本対抗措置の発動及び中止等の運用に関する勧告を客観的に行なう機関として独立委員会を設置していること。

実際に大規模買付者が出現した場合には、当社取締役会は独立委員会の勧告を検討の上、当該勧告を最大限尊重して、本対抗措置発動又は不発動等に関する会社法上の取締役会決議等を行なうこと。

(e) 合理的な客観的要件の設定

本対抗措置は、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないようにその手続が設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されていること。

(f) 社外の独立した専門家の意見の取得

当社取締役会及び独立委員会は、独立した第三者的立場の専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を受けることができるものとし、当社取締役会及び独立委員会による判断の公正さ・客觀性がより強く担保される仕組みとしていること。

(g) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応策は、株主総会で選任された取締役を構成員とする当社取締役会決議により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（当社取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、対抗措置の発動を阻止できない買収防衛策）ではないこと。また、当社は取締役の任期につき期差任期制を採用していないため、本対応策はスローハンド型買収防衛策（当社取締役会の構成員の交替を一度に行なうことができないため、対抗措置発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもないこと。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における当社グループ全体の研究開発費の総額は、37億77百万円であり、主に農薬事業です。

なお、当第3四半期連結累計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 従業員数

連結会社の状況

当第3四半期連結累計期間において、Hyderabad Chemical Pvt. Ltd. 及びNectar Crop Sciences Pvt. Ltd. を連結子会社としたことにより、「農薬」セグメントの従業員数が515名増加しています。なお、従業員数は常勤の就業人員（正社員及び契約社員）であり臨時従業員を含んでいません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	199,529,000
計	199,529,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成27年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成27年8月6日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	70,026,782	70,026,782	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株です
計	70,026,782	70,026,782	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成27年6月30日	—	70,026,782	—	10,939	—	8,235

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成27年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしています。

① 【発行済株式】

平成27年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,187,500	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 66,713,100	667,131	—
単元未満株式	普通株式 126,182	—	—
発行済株式総数	70,026,782	—	—
総株主の議決権	—	667,131	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式3,000株(議決権30個)が含まれています。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式44株が含まれています。

② 【自己株式等】

平成27年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本農薬株式会社	東京都中央区京橋 1-19-8	3,187,500	—	3,187,500	4.55
計	—	3,187,500	—	3,187,500	4.55

(注) 当第3四半期会計期間末日(平成27年6月30日)の自己株式は、3,187,800株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合4.55%)となっています。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年10月1日から平成27年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、協和監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,188	7,023
受取手形及び売掛金	15,169	22,826
電子記録債権	182	1,617
商品及び製品	8,792	10,916
仕掛品	455	457
原材料及び貯蔵品	1,975	4,277
その他	3,862	3,631
貸倒引当金	△3	△27
流動資産合計	38,623	50,722
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	4,713	4,960
機械装置及び運搬具	1,660	2,748
土地	5,565	6,433
その他	1,525	1,718
有形固定資産合計	13,465	15,859
無形固定資産		
のれん	2,509	7,225
その他	919	965
無形固定資産合計	3,429	8,191
投資その他の資産		
投資有価証券	11,945	12,303
その他	1,423	1,872
貸倒引当金	△96	△55
投資その他の資産合計	13,271	14,120
固定資産合計	30,166	38,170
資産合計	68,790	88,893

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	7,208	6,693
電子記録債務	512	778
短期借入金	906	7,091
未払法人税等	1,774	1,518
賞与引当金	725	430
営業外電子記録債務	300	274
その他	5,533	6,551
流動負債合計	16,961	23,338
固定負債		
長期借入金	2,300	7,900
退職給付に係る負債	2,107	1,951
その他	1,701	3,087
固定負債合計	6,109	12,938
負債合計	23,070	36,277
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,939	10,939
資本剰余金	13,235	13,235
利益剰余金	21,509	27,115
自己株式	△1,723	△1,725
株主資本合計	43,961	49,565
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,410	2,197
為替換算調整勘定	294	34
退職給付に係る調整累計額	△210	△198
その他の包括利益累計額合計	1,495	2,032
少数株主持分	263	1,018
純資産合計	45,719	52,616
負債純資産合計	68,790	88,893

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第3四半期連結累計期間 (自 平成25年10月1日 至 平成26年6月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年10月1日 至 平成27年6月30日)
売上高	45,933	46,028
売上原価	25,988	24,189
売上総利益	19,944	21,839
販売費及び一般管理費	10,462	11,628
営業利益	9,482	10,211
営業外収益		
受取利息	7	10
受取配当金	63	87
不動産賃貸料	56	58
持分法による投資利益	50	—
その他	61	73
営業外収益合計	239	229
営業外費用		
支払利息	52	75
為替差損	111	149
たな卸資産廃棄損	45	61
持分法による投資損失	—	374
その他	131	118
営業外費用合計	340	778
経常利益	9,381	9,662
特別損失		
固定資産処分損	16	7
特別損失合計	16	7
税金等調整前四半期純利益	9,364	9,654
法人税等	3,015	3,194
少数株主損益調整前四半期純利益	6,349	6,460
少数株主利益	39	38
四半期純利益	6,310	6,421

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成25年10月1日 至 平成26年6月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年10月1日 至 平成27年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	6,349	6,460
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	150	786
為替換算調整勘定	48	40
退職給付に係る調整額	—	11
持分法適用会社に対する持分相当額	23	△295
その他の包括利益合計	221	542
四半期包括利益	6,571	7,002
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	6,526	6,958
少数株主に係る四半期包括利益	44	44

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年10月1日 至 平成27年6月30日)

連結の範囲の重要な変更

第2四半期連結会計期間より、Hyderabad Chemical Pvt. Ltd. の発行済株式総数の74%を取得したため、同社及び同社の100%出資子会社であるNectar Crop Sciences Pvt. Ltd. を連結の範囲に含めています。

(会計方針の変更等)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年10月1日 至 平成27年6月30日)

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更し、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しています。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第3四半期連結累計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しています。

この結果、当第3四半期連結累計期間の期首の投資その他の資産の「その他」（退職給付に係る資産）が175百万円増加し、退職給付に係る負債が219百万円減少し、利益剰余金が253百万円増加しています。また、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ8百万円増加しています。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年10月1日 至 平成27年6月30日)
税金費用の計算	当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

保証債務

下記の会社が金融機関を引受人とする無担保社債を発行することに対し債務保証をしています。

前連結会計年度 (平成26年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)		
Sipcam Nichino Brasil S.A.	一百万円 (一百万レアル)	Sipcam Nichino Brasil S.A.	2,368百万円 (60百万レアル)
(注) 上記債務保証のうち、当社負担額は1,207百万円（30百万レアル）です。			

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりです。

前第3四半期連結累計期間 (自 平成25年10月1日 至 平成26年6月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年10月1日 至 平成27年6月30日)
減価償却費	891百万円
のれんの償却額	290〃
	374〃

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成25年10月1日 至 平成26年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年12月20日 定時株主総会	普通株式	568	8.50	平成25年9月30日	平成25年12月24日	利益剰余金
平成26年5月15日 取締役会	普通株式	434	6.50	平成26年3月31日	平成26年6月10日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成26年10月1日 至 平成27年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年12月19日 定時株主総会	普通株式	568	8.50	平成26年9月30日	平成26年12月22日	利益剰余金
平成27年5月14日 取締役会	普通株式	501	7.50	平成27年3月31日	平成27年6月9日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間(自 平成25年10月1日 至 平成26年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	農薬	農薬以外の 化学品	計				
売上高							
外部顧客への売上高	42,125	2,415	44,541	1,391	45,933	—	45,933
セグメント間の内部売上高 又は振替高	4	—	4	681	685	△685	—
計	42,130	2,415	44,545	2,073	46,618	△685	45,933
セグメント利益	8,680	936	9,617	301	9,918	△436	9,482

- (注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、造園緑化工事、スポーツ施設経営、不動産の賃貸、物流サービス、農薬残留分析ほかを含んでいます。
- 2 セグメント利益の調整額△436百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用△465百万円、未実現利益の調整等28百万円が含まれています。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費です。
- 3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(のれんの金額の重要な変動)

「農薬」セグメントにおいて、平成25年10月に I S E M社（イタリア）との間で I S E M社が所有する除草剤「オルトスルファムロン」を譲り受け、また「農薬以外の化学品」セグメントにおいて、平成26年1月に株式会社アグリマート（旧 アリストライフサイエンスアグリマート株式会社）の株式を取得したことにより、のれんが発生しております。当第3四半期連結累計期間におけるのれんの増加額は2,613百万円であります。

II 当第3四半期連結累計期間(自 平成26年10月1日 至 平成27年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	農薬	農薬以外の 化学品	計				
売上高							
外部顧客への売上高	41,793	2,878	44,672	1,356	46,028	—	46,028
セグメント間の内部売上高 又は振替高	5	—	5	740	746	△746	—
計	41,799	2,878	44,677	2,097	46,774	△746	46,028
セグメント利益	9,497	923	10,421	259	10,680	△469	10,211

- (注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、造園緑化工事、スポーツ施設経営、不動産の賃貸、物流サービス、農薬残留分析ほかを含んでいます。
- 2 セグメント利益の調整額△469百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用△472百万円、未実現利益の調整等2百万円が含まれています。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費です。
- 3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(のれんの金額の重要な変動)

「農薬」セグメントにおいて、平成27年3月にHyderabad Chemical Pvt. Ltd. の株式を取得したことにより、のれんが発生しております。当第3四半期連結累計期間における、同社株式取得に伴うのれんの増加額は5,027百万円であります。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自 平成25年10月1日 至 平成26年6月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年10月1日 至 平成27年6月30日)
1 株当たり四半期純利益金額	94円38銭	96円08銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	6,310	6,421
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	6,310	6,421
普通株式の期中平均株式数(株)	66,854,667	66,839,473

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

当社は、平成27年7月23日開催の取締役会において、当社の投資先であるSipcam Europe S.p.A. の株式の追加取得を決議いたしました。なお、当該追加取得により同社は当社の持分法適用関連会社となります。

1. 取得の理由

同社の経営に対する当社の発言力の増加及び管理・監視体制の強化とともに、同社との一層の連携緊密化による当社剤の拡販を目指し、さらには持分法適用関連会社として同社の利益が当社グループの連結収益に貢献することを目的として追加取得いたします。

2. 会社の概要

- (1) 名称 Sipcam Europe S.p.A (本社: イタリア)
 (2) 事業の内容 欧州における農薬・種子・肥料の販売会社を統括する持株会社

3. 株式の取得時期

平成27年9月(予定)

4. 取得株式数、取得価額及び取得前後の議決権比率の状況

- (1) 取得株式数 3,694,530株
 (2) 取得価額 6,447千ユーロ

取得に直接要した支出額が現時点では未確定であるため、取得価額に含めておりません。

(3) 取得前後の議決権比率

- | | |
|-----------|-------|
| 取得前の議決権比率 | 10.0% |
| 取得後の議決権比率 | 20.0% |

2 【その他】

(1) 中間配当について

平成27年5月14日開催の取締役会において、第116期の中間配当(会社法第454条第5項に定める剰余金の配当)を次のとおり行うことを決議しました。

① 中間配当額の総額	501百万円
② 1株当たり配当額	7円50銭
③ 支払請求の効力発生日及び支払開始日	平成27年6月9日

(2) 持分法適用関連会社の増資等について

当社は、平成27年8月6日開催の取締役会において、持分法適用関連会社であるSipcam Nichino Brasil S.A.(本社：ブラジル)が増資を行い、その50%を当社が引き受けること及び同社へ融資を行うことを決議いたしました。当社としましては、為替変動や金融事情の悪化等による不安定な現地経済環境の下、同社に対して資本増強及び財務体質の改善を図ることにより、将来当社グループの連結収益に安定的に貢献する体制を構築できるものと判断しております。なお、具体的な実施時期は平成27年8月下旬以降を予定しております。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年8月 5日

日本農薬株式会社
取締役会 御中

協和監査法人

代表社員 公認会計士 高山 昌茂 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 坂本 雄毅 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本農薬株式会社の平成26年10月1日から平成27年9月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成26年10月1日から平成27年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本農薬株式会社及び連結子会社の平成27年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年8月6日

【会社名】 日本農薬株式会社

【英訳名】 NIHON NOHYAKU CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 神山洋一

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 東京都中央区京橋一丁目19番8号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長神山洋一は、当社の第116期第3四半期（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。